

税務

自社株対価TOBの課税繰延は実現せず

産活法で特例措置も適用実績がないことがネックに

要約 ▶ 自社株対価TOBの課税繰延は、平成24年度税制改正では実現せず。適用実績がないことが理由。

平成23年7月1日に施行された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律」では、会社法の特例を設けることで、自社株式を対価としたTOBを利用しやすくしている。しかし、税法上、自社株対価TOBに応募した株主については、株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることがあるため、これが自社株対価TOBを実施するうえでの

制約になるとの指摘が多くなされていた。

このため、経産省では、税制上の措置を講じるため、産活法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応募した株主について、株式譲渡益・譲渡所得の課税の繰延措置を講じる（3年間）ことなどを平成24年度税制改正の要望事項としていた。

しかし、自社株対価TOBの適用実績がないことから、課税の繰延措置は、平成24年度税制改正では実現されないこととなった。経産省は、平成25年度税制改正においても自社株対価TOBの課税繰延措置を要望する方針としている。

国税不服申立て見直しは25年度改正以降に

12月公表の行政救済制度検討チームの結論を踏まえ、議論へ

要約 ▶ 国税の不服申立手続の見直しは、平成24年度税制改正では議論せず。平成25年度改正以降に議論へ。

平成23年度税制改正大綱では、国税の不服申立手続に関し、不服申立期間・証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制などについて、内閣府の行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討したうえ、所要の見直しを図る旨が明記されていた。

行政救済制度検討チームの結論は、今年の8月頃に公表される予定であったが、東

日本大震災の影響などにより12月中の公表に延期されていた。

政府税制調査会では、現在、過去の大綱で平成24年度の検討課題とされた項目などの検討を進めており、12月上旬に大綱を取りまとめる予定だ。しかし、検討チームの結論は、12月中に公表される予定であることから、平成24年度税制改正において、国税の不服申立手続の見直しを議論することは「物理的にできない」（財務省）状態となっている。政府税調での議論は、来年度以降に行われる見込みだ。